

告 示

埼玉県告示第千三百九十三号

埼玉県議会令和二年十二月定例会において議決された令和二年度埼玉県一般会計
補正予算（第十一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条
第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第11号）

令和2年度埼玉県一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,942,832千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,310,332,976千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		481,897,981	1,394,265	483,292,246
	2 国庫補助金	359,777,029	1,394,265	361,171,294
12 繰入金		89,540,380	548,567	90,088,947
	2 基金繰入金	77,834,596	548,567	78,383,163
歳入合計		2,308,390,144	1,942,832	2,310,332,976

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		62,946,468	1,942,832	64,889,300
	1 商工業費	62,117,464	1,942,832	64,060,296
歳出合計		2,308,390,144	1,942,832	2,310,332,976